

●香川県告示第235号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定する。

平成20年5月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

河川の名称	区 域		指定年月日
2級河川高瀬川水系高瀬川	左岸	三豊市高瀬町佐股字西海寺甲6番地地先から海まで	平成20年5月 16日
	右岸	三豊市高瀬町下麻字大麻浦854番地1地先から海まで	